

11 運輸関係

ア トラック事業等

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講じられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
トラック事業の運賃・料金規制 (国土交通省)	トラック事業の運賃・料金規制について、現行の事前届出を事後届出とするとともに、運賃・料金の掲示の義務付けについては、宅配便のように一般消費者が利用者となる場合を除き、原則的に廃止する。 (第154回国会に関係法案提出)	結論	法案成立後公布	措置(施行)	(国土交通省) 「鉄道事業法等の一部を改正する法律」(平成14年6月19日法律第77号)により、貨物自動車運送事業に係る運賃・料金の事前届出・変更命令制を廃止するとともに、運賃・料金の掲示義務については、一般消費者が利用者となる場合を除き廃止した(平成15年4月1日施行)。		
トラック事業の営業区域規制等 (国土交通省)	現在の営業区域制度を廃止する(第154回国会に関係法案提出)また、これに併せ、現在拡大営業区域で15台としているトラック事業の許可の基準となる車両の保有台数について、全国一律5台にまで引き下げる。	結論	法案成立後公布	措置(施行)	(国土交通省) 「鉄道事業法等の一部を改正する法律」(平成14年6月19日法律第77号)により、営業区域制度を廃止した(平成15年4月1日施行)また、これに伴い、最低保有台数について、全国一律5台とすることとした(平成15年4月1日より実施)。		
貨物運送取扱事業の参入規制 (国土交通省)	a 第一種利用運送事業の参入規制について、許可制の登録制への緩和につき検討し、所要の措置を講ずる。 (第154回国会に関係法案提出)	結論	法案成立後公布	措置(施行)	(国土交通省) 「鉄道事業法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第77号、平成14年6月19日公布)により、第一種利用運送事業の参入規制について、許可制を登録制へ緩和した。 (平成15年4月1日施行)		
	b 運送取次事業の参入規制の廃止について検討し、所要の措置を講ずる。 (第154回国会に関係法案提出)	結論	法案成立後公布	措置(施行)	(国土交通省) 「鉄道事業法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第77号、平成14年6月19日公布)により、運送取次事業の参入規制を廃止した。 (平成15年4月1日施行)		

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講じられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
貨物運送取扱事業の運賃・料金規制 (国土交通省)	貨物運送取扱事業の運賃・料金規制について、条件整備を図った上で事後届出制とすることにつき検討し、所要の措置を講ずる。 (第154回国会に関係法案提出)	結論	法案成立後公布	措置(施行)	(国土交通省) 「鉄道事業法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第77号、平成14年6月19日公布)により、貨物運送取扱事業の運賃・料金規制について、事前届出制を廃止するとともに、公共の利益を阻害している事実が認められるときは、国土交通大臣は事業改善命令の規定に基づき、運賃・料金の変更を命ずることができることとした。 (平成15年4月1日施行)	
第二種利用運送事業の許可申請手続 (国土交通省)	第二種利用運送事業の許可申請手続の簡素化について検討する。	検討	検討		(国土交通省) 貨物運送取扱事業法施行規則(平成2年運輸省令第20号)の一部改正により、第二種利用運送事業の許可申請の際における添付書類を削減し、許可申請手続の簡素化を行った。 (平成15年2月公布、平成15年4月1日施行)	
分割不可能貨物を輸送する基準緩和車両等の輸送規制 (国土交通省)	分割不可能貨物を輸送する基準緩和車両の回送時における関係法令の基準内の輸送に関する規制緩和等については、関係法令の基準内の輸送が厳に遵守されることが前提となるため、平成9年10月の基準緩和の認定に係る審査の強化等の効果を見極めつつ、安全性の確保について12年度に得られた一定の結論を踏まえ、引き続き検討する。	検討	検討		(国土交通省) 「分割可能な貨物を輸送する場合の基準緩和セミトレーラの取扱いについて(依命通達)」(平成14年6月24日付け国自貨第2号、国自技第34号)にて、分割不可能貨物を輸送する基準緩和車両に関し、条件を付して分割可能な貨物を輸送することを認めるよう措置した。	

イ タクシー事業

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講じられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
タクシー事業の緊急調整措置 (国土交通省)	緊急調整措置の発動要件と手続について、不断に見直しを行い、真にやむを得ない場合に厳に限定されるよう運用するとともに、発動する場合には十分な説明責任を果たすこととする。	適宜実施			(国土交通省) 「緊急調整措置の発動要件等について」(平成13年10月26日付国自旅第102号)に基づき、道路運送法第88条の2第1号の規定による運輸審議会への諮問等所定の手続きを経て、平成14年9月に沖縄本島地域を緊急調整地域に指定したところである。	
タクシー事業の運賃・料金規制 (国土交通省)	遠距離運賃の大幅弾力化や特定ゾーンでの定額運賃化が真に機能するよう運用する。また、自動認可運賃(速やかに認可するものとして公示した運賃)の下限を下回る運賃設定に係る認可の際の個別審査に当たっては、いわゆる「追い越し」の禁止と「不当な競争」や「差別的取扱い」のみを審査することとし、認可制の下にあっても規制は上限規制に限られるという点を厳守する。	適宜実施			(国土交通省) 平成14年2月1日の改正道路運送法の施行以降、各地で遠距離割引や定額運賃、自動認可運賃の下限を下回る運賃の申請がなされているところであり、処理方針に基づき適切に処分を行っている。	

ウ 自動車の検査

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講じられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
非常信号用具の取付位置要件の緩和 (国土交通省)	自動車用の非常信号用具の取付位置については、現在運転席から見える位置とされているが、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討する。	検討	検討		(国土交通省) 関係機関との意見交換等を実施し、高速道路上の事故等の際の有効性等について一定の理解が得られており、国際整合性及び安全確保の観点からその妥当性につき引き続き検討を進めているところである。	
回転式助手席及び脱着式シート取扱要件の緩和 (国土交通省)	我が国では、事故時の乗員保護の観点から、シートを後方に向けた場合にシートベルトが装着できない回転式又は脱着式シートを認めていないため、シートを前方に向けた状態で基準を満たせば認めているEEC基準に適合した自動車の販売が不可能となっているが、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討する。	検討	検討		(国土交通省) 関係機関との意見交換等を実施し、車両が衝突事故を起こした場合における乗員保護の必要性等について一定の理解が得られており、国際整合性及び安全確保の観点からその妥当性につき引き続き検討を進めているところである。	
けん引自動車及び被けん引自動車に係る車検制度 (国土交通省)	トレーラーの自動車検査証にけん引可能な車名・型式を記載する現行制度を維持しつつ、簡素化された代替的な制度として、連結装置を取り付けた自動車について、関係団体から提供されたデータをもとにユーザーから記載事項変更の申請があった場合には、原動機、ブレーキ、連結装置の性能等から求められる最大けん引重量(おおむね2トンを超えない範囲)を自動車検査証の備考欄に記載し、その数値を超えない範囲でトレーラーをけん引することができるようにするべく、関係団体からのデータ提供方法、けん引に係る関係者間の役割分担の明確化、連結装置の技術的要件等について具体的な検討を行う。	検討	検討		(国土交通省) 関係者(自動車メーカー、トレーラー業界等)からの最大けん引重量に係るデータの提供、けん引に係る関係者間の役割分担、連結装置の技術的要件、ガイドブック等による安全なけん引を確保するための情報提供等に関し、諸外国の制度や国内の交通環境、運行実態等を考慮しつつ、関係者による検討・意見調整を行った。	

工 船舶航行

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講じられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
危険物積載船の入港及び荷役に係る荷役許容量の見直し (国土交通省)	昨今のコンテナ荷役の安全性向上等について調査を行い、許容量の緩和について検討を行い、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。	措置済 (4月実施)					
東京湾、伊勢湾への夜間入出域制限の見直し (国土交通省)	浦賀水道航路及び伊良湖水道航路における液化ガス積載船等の夜間入出域制限について、関係者の意見を踏まえ緩和の可能性について検討する。	検討	検討		(国土交通省) 東京湾及び伊勢湾について、学識経験者、海事関係者並びに漁業関係者等の参加を得た各々の委員会を開催し、当該制限の緩和の可能性についての検討を行った。引き続き、関係者等の意見を聞きながら、検討を進めることとする。		
瀬戸内海における巨大船への航行管制の緩和 (国土交通省)	備讃瀬戸東、同北、同南及び水島航路等における巨大船に対する夜間航行制限について、関係者の意見を踏まえ緩和の可能性について検討する。	検討	検討		(国土交通省) 平成13年度の基礎的な検討結果を踏まえ、瀬戸内海における船舶通航実態等の調査及び緩和にあたっての課題の整理を行った。今後、学識経験者、海事関係者及び漁業関係者等を交え検討を進めることとする。		
危険物積載船舶の荷役時の船間保安距離の緩和 (国土交通省)	タンカーによる引火性危険物の荷役を行う岸壁の船間保安距離の緩和について検討を行う。	検討	検討		(国土交通省) 「船間保安距離を短縮する場合の安全対策等の基準について」(平成15年3月24日付保安第89号)により、必要な安全対策の基準の明確化を行った。		

オ その他

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講じられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
船舶登記制度と船舶登録制度の一元化 (法務省、国土交通省)	申請人の負担軽減の観点から、船舶登記制度と船舶登録制度の実質的な一元化について検討を行い、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。	検討	検討		(法務省)(国土交通省) 事務の一元化までの間、国民の負担をできる限り軽減するための制度として、船舶登録事項と一致している船舶登記の表題部に関する事項について管海官庁に変更登録の申請があった場合に、管海官庁から囑託による変更登記の制度(囑託制度)を採用する方向で、その具体的方法を検討中である。	
船員職業紹介事業等の規制緩和 (国土交通省)	船員職業紹介事業及び船員労務供給事業について、学識経験者、労使の代表をメンバーとする国土交通省の「船員職業紹介等研究会」において検討が行われており、船員労働の状況を勘案しつつ、一定の要件を満たす者が許可を受けて有料で行うことを認める方向で、出来る限り早期に結論を得る。(船員中央労働委員会の意見聴取が必要)	検討	検討		(国土交通省) 平成14年7月、「船員職業紹介等研究会」において、船員派遣業の制度化等の基本的な方向性が示されたが、一部合意を得られなかった事項もあるため、当該事項について関係者間において検討中である	
倉庫業に係る規制 (国土交通省)	a 倉庫業の参入規制について、許可制を登録制に改める。 【倉庫業法の一部を改正する法律(平成13年法律第42号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)		(国土交通省) 「倉庫業法の一部を改正する法律」(平成13年法律第42号、平成13年6月8日公布)により、倉庫業の参入規制について、許可制を登録制に改めた。 (平成14年4月1日施行)	
	b 倉庫業の料金の事前届出制を廃止し、必要に応じ事後チェックを行う仕組みとする。 【倉庫業法の一部を改正する法律(平成13年法律第42号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)		(国土交通省) 「倉庫業法の一部を改正する法律」(平成13年法律第42号、平成13年6月8日公布)により、倉庫業の料金の事前届出制を廃止し、必要に応じ事後チェックを行う仕組みとした。(平成14年4月1日施行)	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講じられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
気象測器の検定 (国土交通省)	気象測器の検定については、気象庁長官に代わって一定の能力を有する民間の法人(営利法人を含む。)が検定を行うことができる制度を導入するとともに、検定の実施方法の簡素化を図る。 【気象業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第47号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)		(国土交通省) 「気象業務法の一部を改正する法律」(平成13年法律第47号、平成13年6月13日公布)により、気象庁長官に代わって一定の能力を有する民間の法人(営利法人を含む。)が検定を行う制度を導入するとともに、書面により器差を検査することにより気象測器の提出を不要とすることができる制度の導入等検定の実施方法の簡素化を図り、平成14年4月1日から施行した。	
自動車損害賠償責任保険の政府再保険 (国土交通省)	自動車損害賠償責任保険の政府再保険の廃止については、被害者保護の充実、政府保障事業の維持、政府再保険の運用益を活用した政策のうち必要な事業の継続、自動車ユーザー等へのメリット、合理的な範囲内のコストによる制度改正の5条件の実現の方向を確認した上で行う。 【自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律(平成13年法律第83号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)		(国土交通省) 「自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律」(平成13年法律第83号)において措置。(平成14年4月1日施行)	
エアサスペンション装備車の軸重制限 (国土交通省)	エアサスペンション装備の車両の道路構造物に与える影響について、自動車業界等との協力の下で技術的検討を行い、その結果を踏まえて、エアサスペンション装備の車両の軸重制限の緩和の可否について検討する。	検討	検討		(国土交通省) エアサスペンション装備のフル積載海上コンテナ積載車両が道路構造物に与える影響について、技術的検討を実施し、動的軸重の最大値が、エアサスペンション車(11.5ト)とリーフサスペンション車(10ト)が同程度であることを確認。ただし、疲労の影響は懸念されるところ。 この結果を踏まえ、平成15年度に必要な措置を行うこととしている。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講じられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
特殊車両通行許可手続 (国土交通省)	特殊車両通行許可手続について、審査期間の短縮、申請書類の簡素化等について検討する。	検討	検討	結論	(国土交通省) 平成15年度末に予定されている電子申請の導入に合わせて、申請書類の提出部数の削減、提出書類の削減等の手続の簡素化を実施すべく検討を進めているところであり、平成15年度中に措置することとしている。	
フォークリフトの速度制限の緩和 (国土交通省)	車種区分により異なるフォークリフトの速度制限について、今後、国際整合性及び安全確保の観点から、国際的に車種区分が統一されるよう、関係者間で議論を進めた上で、その妥当性について検討を行う。	検討 (13年度以降)			(国土交通省) フォークリフトの速度制限については、EU域内の各国においても規制が異なっていること等から、国際的整合性及び安全の確保の観点から踏まえ、欧州委員会関係者と議論を進めている。	
鉄道軌道上の特別高圧送電線の施設規制の緩和 (国土交通省)	鉄道軌道上を交差する特別高圧送電線について、鉄道又は軌道の外側から3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下となるよう施設しなければならないとされている規定について、性能規定化の検討を早急に進める。 【平成13年国土交通省令第151号】	鉄道について措置済(3月施行)	軌道について検討		(国土交通省) 軌道上を交差する特別高圧送電線の性能規定化については、「軌道に係る基準等のあり方に関する検討委員会」において、平成14年12月より検討中。	
鉄道車両の検査周期 (国土交通省)	a 内燃動車の定期検査の周期について、所要の安全性が確認されたものを延伸する。 【平成13年国土交通省令第126号、平成13年国土交通省令第151号、平成13年国土交通省告示第1786号】	措置済(3月施行)				
	b 新幹線車両の定期検査の周期について、所要の安全性が確認されたものを延伸する。 【平成13年国土交通省令第126号、平成13年国土交通省告示第1786号】	措置済(3月施行)				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講じられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
自動車の保安基準 (国土交通省)	保安基準のうち、操縦装置の取付位置基準及び座席の最小奥行寸法基準について、国際的な動向を踏まえて見直しを検討する。	検討	検討(一部措置)		(国土交通省) 「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令(平成14年国土交通省令第84号、平成14年9月1日施行)」により、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)を改正し、新たに、座席ベルトを備えた座席については、座席の寸法に関する要件を廃止する措置をした。 操縦装置の取付位置基準については、国際的な動向を踏まえて引き続き検討を進めているところである。	
高速道路における自動二輪車の二人乗りに関する規制(警察庁)	高速自動車国道等における自動二輪車の二人乗りを認めることの可否について調査・検討し、結論を得る。	検討	検討	可能な限り早期に最終結論	(警察庁) 高速自動車国道等における自動二輪車の事故実態分析等必要な調査・検討を進めているところである。	
国管理空港における第一類構内営業者が行う営業に係る料金規制 (国土交通省)	価格又は料金の設定又は変更について地方航空局長の承認を受けなければならない構内営業の指定から、直接一般旅客がその対価を支払わないもの(ターミナルビルにおいて行う貸室業及び航空機燃料供給固定施設提供業)を外す。 【平成13年国土交通省告示第1121号】	措置済 (7月実施)				
内航海運暫定措置事業の運営方法 (国土交通省)	交付金単価の一層の減額を行うとともに、健全で透明性のある施策を講ずる。		検討	実施	(国土交通省) 平成15年度からの交付金単価の減額を決定するとともに、資金管理計画を策定し、事業の健全化を図ることとした。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講じられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
港湾運送事業に係る規制 (国土交通省)	規制緩和を先行して実施した主要9港以外の港についても、需給調整規制を廃止し免許制を許可制にするとともに運賃・料金の認可制を事前届出制とする規制の改革に向けて検討し、結論を得る。		検討	結論	(国土交通省) 先行実施した主要9港の規制緩和の影響調査、港湾管理者及びユーザー(船社、荷主)へのアンケート調査、地方港の実態調査とともに、昨年7月には各地方運輸局(全国11局)ごとに懇談会を設置し、港湾事業者、労働組合、港湾管理者、ユーザー(船社、荷主)からの意見聴取を実施。	
輸出入・港湾関連手続 (財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進について、既往の部分システムの改善にも努めつつ、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するために、関係省庁が協力して、検討・調整を進め、平成15年度の出来るだけ早い時期に運用開始する。	検討・調整	検討・調整	できるだけ早い時期に運用開始	(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) 輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化については、平成15年7月中の運用開始を目的に関係府省と連携、協力しつつ、鋭意システム開発作業中。 また、これまで、ホームページで利用者意見を募集するとともに、シングルウィンドウ説明会を全国6カ所で開催するなど、民間利用者の意見聴取に努めてきた。	
貨物鉄道事業の参入規制及び運賃・料金規制 (国土交通省)	貨物鉄道事業の許可に係る需給調整規制及び運賃・料金の上限認可制を廃止する。 (第154回国会に関係法案提出)		法案成立後公布	措置(施行)	(国土交通省) 第154回国会で法案成立。平成15年4月施行予定。	